

事前送付資料：4

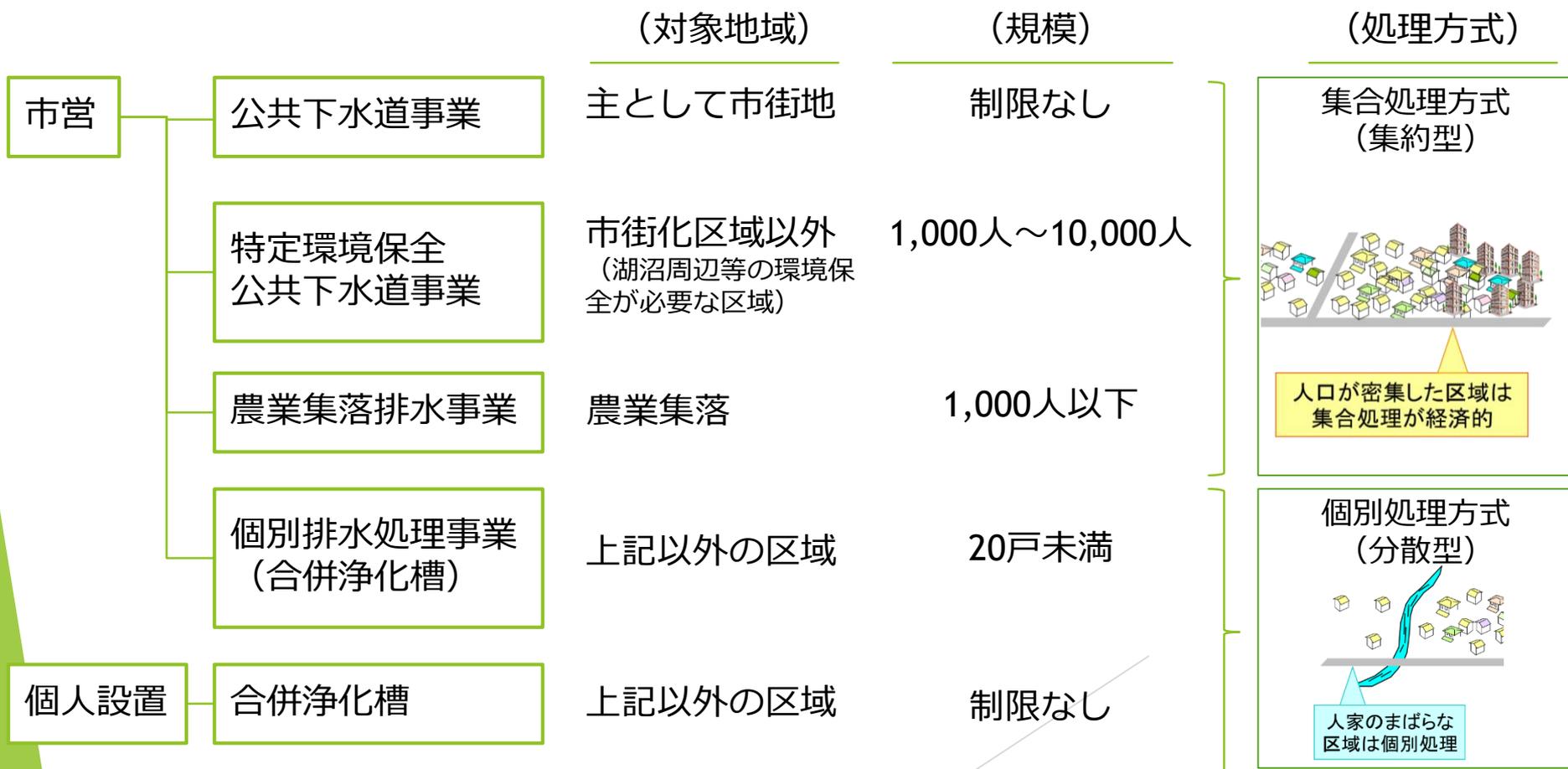
第7回上下水道事業経営審議会資料
令和3年2月10日（水）

下水道事業

～個別排水処理事業について～

(1) 本市の下水道事業

- ▶ 本市の下水道事業は、「公共下水道」「特定環境保全公共下水道」「農業集落排水」「個別排水処理」の4種類です。
- ▶ 上記事業の区域外では、個人が設置する「合併浄化槽」により、汚水を処理しています。



(2) 各事業の現状

- ▶ 本市における各事業の現状は、以下のとおりです。
- ▶ 合併浄化槽の利用者には、市営利用者と個人設置者の2つがあります。

	(対象地域)	(使用件数) R元年度	(使用料)	(設置・維持)
市営	公共下水道事業 ①中津川処理区 ②坂本処理区	9,299件	下水道使用料・受益者負担金を市に支払	市が実施
	特定環境保全公共下水道事業 ①落合処理区 ⑤福岡処理区 ②苗木処理区 ⑥蛭川処理区 ③坂下処理区 ⑦まごめ処理区 ④付知処理区	6,679件		
	農業集落排水事業 ①坂本北部処理区 ⑦加子母南部処理区 ②阿木処理区 ⑧田瀬処理区 ③加子母山下 ⑨高山処理区 ④加子母浅島 ⑩川上処理区 ⑤加子母北部処理区 ⑪蛭川南部処理区 ⑥加子母中部処理区	2,788件		
	個別排水処理事業(合併浄化槽) ①旧福岡町(68件) ②旧加子母村(5件) ③旧川上村(5件)	78件		
個人設置	合併浄化槽 上記以外の地域	5,139件	個人負担(補助金有)	個人が実施

合併浄化槽の利用者は2とおり

(3) 個別排水処理事業の特徴

- ▶ 本市の個別排水処理事業の特徴として、以下の3点が挙げられます。
- ▶ 今年度、個別排水処理事業を含める形で、経営戦略の見直しを行いました。
- ▶ 今後、本事業の将来のあり方について、経営戦略を踏まえて次期審議会（令和4年度以降に立ち上げ予定）にてご検討いただく予定です。

【個別排水処理事業の特徴】

1. **合併浄化槽を市が設置・維持管理を実施（旧町村の施策）**
→使用者は、受益者負担金・下水道使用料を負担
2. **令和5年頃から順次、法定耐用年数を迎える合併処理浄化槽が発生**
→更新需要が発生する見通し
3. **同じ合併処理浄化槽使用者間で、「市営」と「個人設置」の違いあり**
→管理の手間やコストの面から、公平性を検討する必要性

今年度

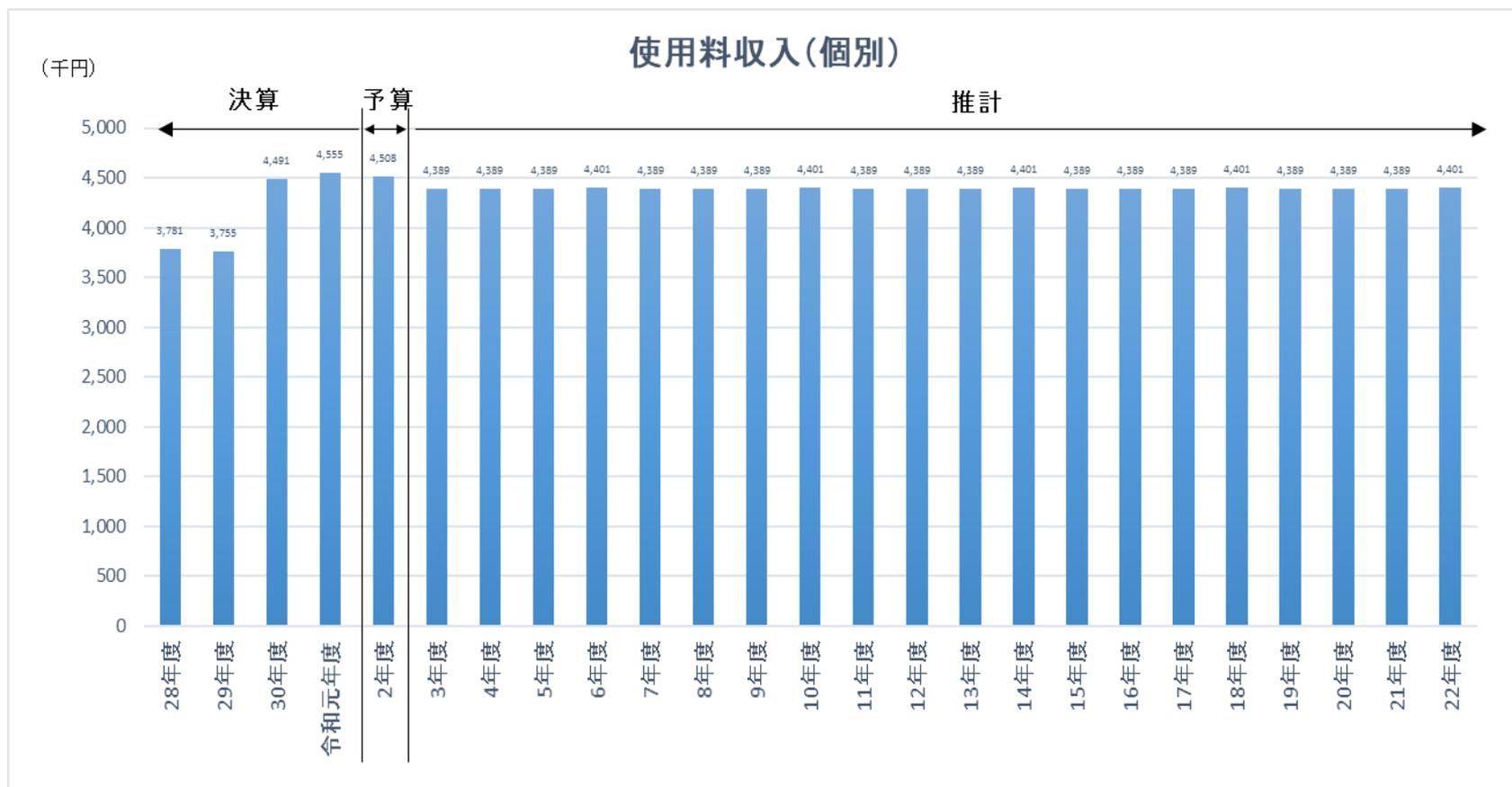
「経営戦略」を策定し、事業の現状と将来見通しを「可視化」

次期審議会

今後の方向性を検討

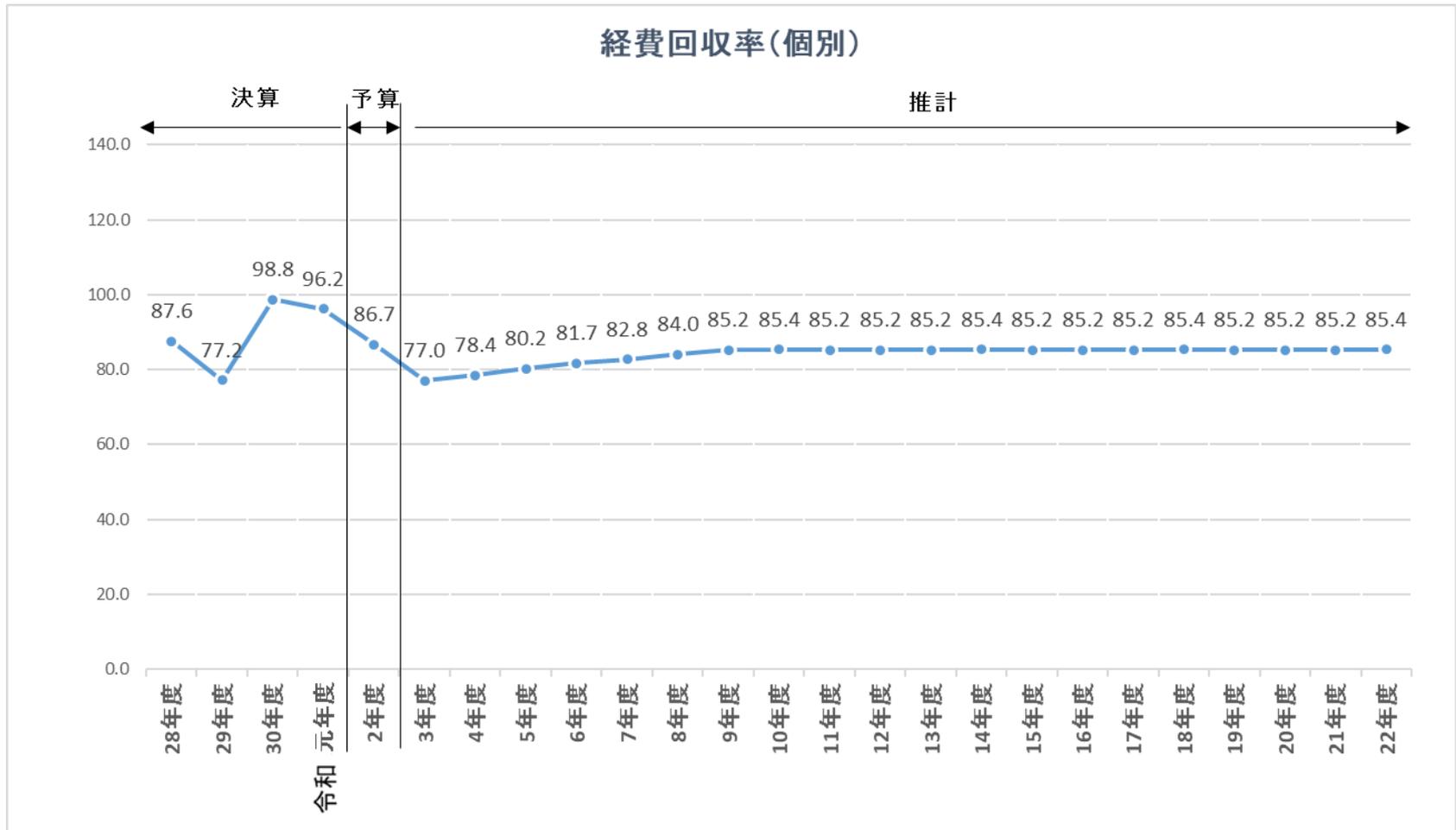
(4) 長期財政見通し ①使用料収入

- ▶ 個別排水処理事業の使用者数は、今後も現状程度を見込んでいます。
- ▶ その結果、使用料収入は横ばいで推移する見通しです。



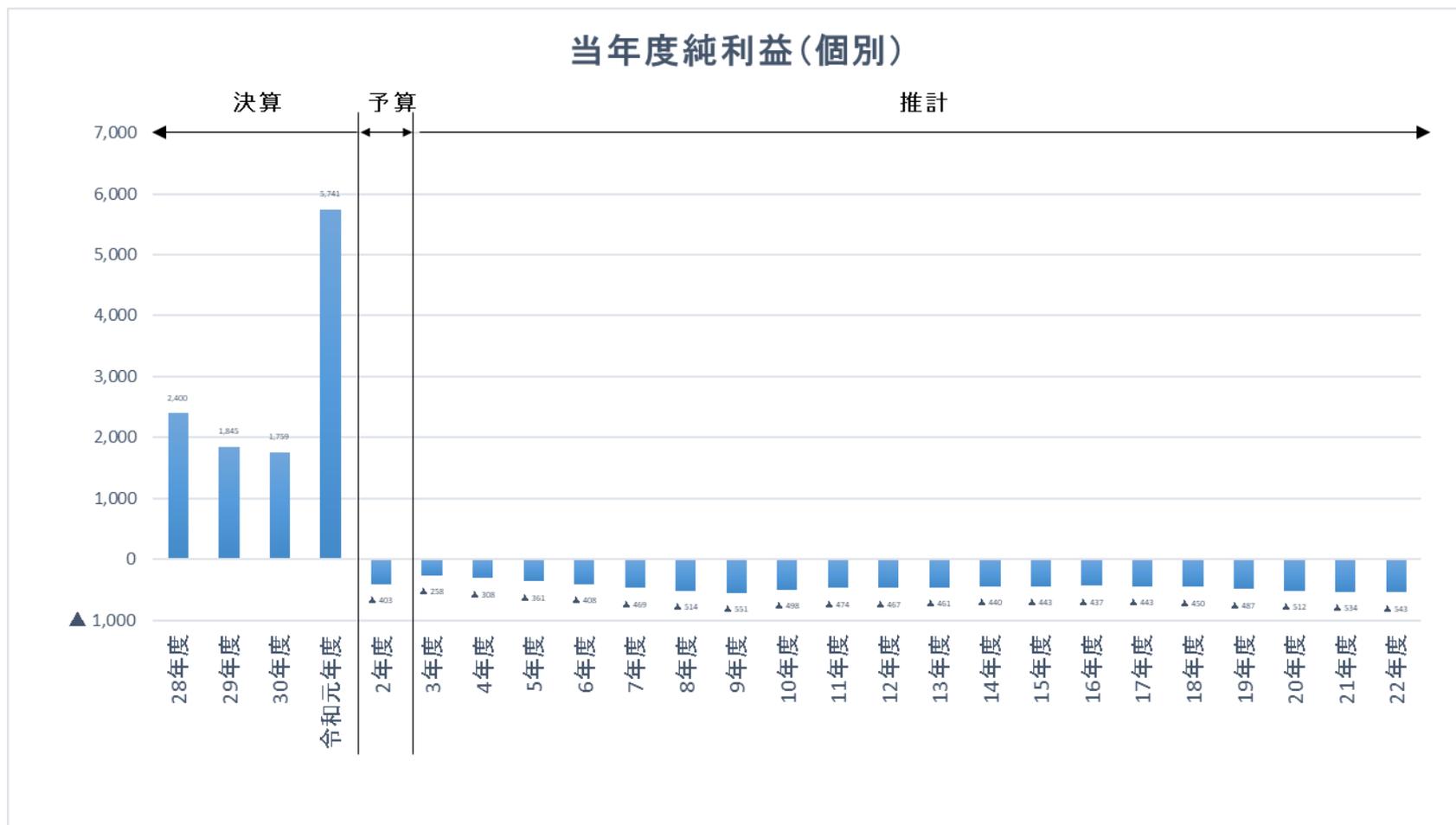
(4) 長期財政見通し ②経費回収率

- ▶ 経費回収率（維持管理費＋資本費）は、長期的には85%前後で推移する見通しです。



(4) 長期財政見通し ③当年度純利益

- ▶ 当年度純利益は、令和2年度以降、当年度純損失が継続する見通しです。



(4) 長期財政見通し ④企業債残高

- ▶ 企業債残高は、今後も償還が進み、令和17年度に完済される見通しです。

